

## 処遇改善加算、特定処遇改善加算の内容について

### 介護職員処遇改善加算とは介護職の給料を上げるための制度

厚生労働省が 2011 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」を廃止し、新たに設けられたものです。

介護職の待遇改善のための以下の要件を満たし、自治体に介護職員処遇改善加算の申請をした介護事業所には、介護職の給料の上乗せ費用が支給されます。

#### 【介護職員処遇改善加算の要件】

- ・ 役職や職務に応じた賃金体系の整備
- ・ スキルアップのための研修や資格取得の支援
- ・ 経験やスキル・資格に応じた昇給の仕組み
- ・ 賃金以外の労働環境の改善

介護職員処遇改善加算には「加算Ⅰ」～「加算Ⅲ」の区分があり、すべての要件をクリアして「加算Ⅰ」で申請した場合、支給額は介護職 1 人につき月額 3.7 万円相当！

介護職員処遇改善加算によって介護事業所が得たお金は、給料のベースアップやボーナス、毎月の処遇改善手当といった形で介護職に還元されるルール。

介護事業所は自治体へ「実績報告書」を提出する必要があるため、不正はできません。

名東福祉会では・・・

対象者：生活支援員、世話人

- ・ 定期昇給分 → 基本給の昇給分
- ・ 各職員の手当 → 役職手当、資格手当、責任者手当
- ・ 評価による手当 → 賞与における処遇改善手当
- ・ 改善による増額分 → 社会保険料等の事業主負担分

### 特定処遇改善加算は、長く働いている介護職の給料を、経験や技能に見合う水準にするための制度

現行の介護職員処遇改善加算との大きな違いは支給対象です。

- ・ 介護職員処遇改善加算…介護職のみ
- ・ 特定処遇改善加算…経験・技能のあるベテランの介護職メイン（ケアマネジャー、事務員など介護職以外の職員も含む）

その他、加算の計算方法や、職員への配分ルールなども違います。

### 特定処遇改善加算のしくみ

現行の介護職員処遇改善加算に上乗せする形で、2019年10月にスタートしたのが特定処遇改善加算です。

「**経験・技能のある介護職の給料を月額8万円増もしくは年収440万円に**」という基本方針で、**ベテランの介護職を優遇し、モチベーションを向上させるねらい**があります。

介護事業所が、特定処遇改善加算を自治体に申請するための要件は以下になります。

#### 【特定処遇改善加算の要件】

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの取得
- ・ 職場環境等や労働条件を改善する取り組みの実施
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みをホームページなどに掲載し「見える化」

要件をクリアして自治体に申請すれば、介護職員処遇改善加算と同じく、国保健康保険団体連合会（国保連）からお金が支給され、対象となる職員の給料のアップにつながります。特定処遇改善加算は「加算Ⅰ」と「加算Ⅱ」の区分があり、「加算Ⅰ」では、より多くのお金が支給されます。

- ・ 「加算Ⅰ」の申請には上記に加え、「サービス提供体制強化加算」の最上位区分や「日常生活継続支援加算」などの算定が必要です

### 特定処遇改善加算の支給対象

メインの支給対象は、ベテランの介護職。

「ベテラン」の定義は、経験・技能のある介護職で、介護福祉士の資格保持者。勤続年数は10年未満でもOKで、職場の裁量により他の介護事業所での実務経験もカウントできます。その上で、ベテラン以外の介護職はもちろん、ケアマネジャー、事務員など、すべての職員を対象にすることができ、この対象範囲も職場の裁量にゆだねられています。

### 特定処遇改善加算の支給のルール

#### 1. 職員をグループ分けする

- ・ グループA：ベテランの介護職（介護福祉士）
- ・ グループB：A以外の介護職
- ・ グループC：介護職以外

#### 2. どのグループまで賃上げするか決める

- ・ パターン1：ベテランの介護職（Aのみ）
- ・ パターン2：介護職全員（A+B）

- ・ パターン 3 : 職員全員 (A+B+C)

### 3. 配分ルールに基づき賃上げを行う

- ・ ルール 1 : A のうち 1 人以上は給料を月額 8 万円アップ (または年収 440 万円に)
- ・ ルール 2 : 賃上げの配分は 4 (A) : 2 (B) : 1 (C) で調整
- ・ 金額は各グループの 1 名当たりの平均値
- ・ 配分ルールは 2021 年 4 月以降、(A) > 2 (B) : 1 (C) に変更の見込み

上記のルールによると、同じ介護事業所内に、ベテランの介護職が複数人いても全員の給料が月額 8 万円アップするとは限りません。

すでに年収 440 万円の介護職がいれば、あえて賃上げする職員を確保する必要はありませんし、小規模な介護事業所は基準額を満たさなくても OK とされています。

また、介護事業所によって、ベテランの介護職のみ、介護職は全員、介護職以外の職員も全員など、配分方法は様々です。

各グループの賃上げ額は一律でも職員ごとにメリハリをつけてもよく、介護事業所の裁量に任されています。

名東福祉会では・・・

#### 1. グループ分け

グループ A : 経験技能のある介護職員 (勤続 10 年以上、介護福祉士または社会福祉士、サービス管理責任者)

グループ B : その他の介護職員

グループ C : その他の職種 (介護職以外の職員)

#### 2. どのグループまで賃上げするか

パターン 2 : 介護職全員 (A+B)

#### 3. 配分ルール

(A) は B より多い (年収 440 万円以上)

(B) は 1

(C) は 0.5

- ・ 各事業所分の特定処遇加算額をそれぞれの事業所職員に上記の配分ルールで支給
- ・ 評価は採り入れないため、各グループの支給額は同額
- ・ C グループは算定しない